



2023協約改訂を全組合員で闘おう！ シリーズ⑭

## 全て対立を確認して終了

### 2023年度労働協約改訂第9回（再申し入れ）団交

本部は本日、2023年度労働協約改訂及び労働条件改善に関する再申し入れ（『申第5号』）の第9回団体交渉を開催しました。今団体交渉では、新幹線乗務員の行路の問題、出向社員・専任社員の労働条件改善、54歳原則出向の廃止、祝日手当の復活、リニア建設の中止、災害時における労働時間の問題などについて議論しました。

新幹線乗務員の連続日勤行路（居流し）は、初日は夜遅くに終了し、翌日は早朝出勤のため十分な休養が取れず、安全上問題であると同時に、乗務員勤務制度の行路作成基準にも抵触するとして、本部は1勤務の泊行路として作成すること。乗務員勤務制度に則り行路作成・運用するよう強く要求しました。会社は「安全上問題はない。行路作成基準に則った行路だ」として、対立しました。

出向社員の労働条件について、本部は「社籍がJR東海である以上、本体の労働条件・賃金に合わせるべきだ」と主張しました。専任社員についても「労働条件は現職と同じで賃金は半分以下とは理不尽だ」と主張しました。しかし、会社は「現在の制度を変える考えはない」として、対立しました。

54歳原則出向について、本部は「JR東海労組合員を職場から放逐するのが目的だ。現状に合わない制度で、すでに死文化している。希望者は本体に戻せ」と主張しました。しかし、会社は「制度は有効に機能しており、廃止する考えはない」として、対立しました。

祝日手当の復活について、本部は「祝日勤務は特殊であり、せめて正月3ヶ日は手当を付けるべきだ」と主張しました。しかし、会社は「手当の改正で夜勤手当などに押しよせた。これを変える考えはない」として、対立しました。

リニア建設について、本部は「資金調達、完成目処も立たないことは、経営破綻に行き着く証左だ。直ちに建設を中止せよ」と主張しました。しかし、会社は「健全経営・安定配当により、経営破綻するとはならない」として、対立しました。

災害時において、出勤直後・終了直前に休憩時間を指定された問題で、本部は「労基法に違反し、乗務員勤務制度にもそぐわない」と主張しました。しかし、会社は「労基法には違反していない。適切に対応している」として、対立しました。

その他の要求も全て対立し、再申し入れを含む団体交渉全日程を終了しました。本部は持ち帰り検討としました。